

別表1 法令等による点検

(1) 定期自主検査

小野田水処理センター	
第二種圧力容器	ボイラー規則第88条
小型圧力容器	ボイラー規則第94条
クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満)	クレーン規則第34条、第35条
絶縁用保護具等	労安規則第351条
化学設備及びその付属設備	労安規則第276条
局所排気装置等	有機則20条
特定化学設備及びその付属設備	特化則31条
電気設備	電気事業法第42条
第一種特定製品	フロン抑制法第16条
貯水槽(受水槽、高架水槽)	給水条例第46条
山陽水処理センター	
第二種圧力容器	ボイラー規則第88条
小型圧力容器	ボイラー規則第94条
クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満)	クレーン規則第34条、第35条
絶縁用保護具等	労安規則第351条
化学設備及びその付属設備	労安規則第276条
局所排気装置等	有機則20条
特定化学設備及びその付属設備	特化則31条
電気設備	電気事業法第42条
第一種特定製品	フロン抑制法第16条
高千帆汚水中継ポンプ場	
第二種圧力容器	ボイラー規則第88条
クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満)	クレーン規則第34条、第35条
電気設備	電気事業法第42条
竜王汚水中継ポンプ場	
第二種圧力容器	ボイラー規則第88条
クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満)	クレーン規則第34条、第35条
電気設備	電気事業法第42条
厚狭汚水中継ポンプ場	
クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満)	クレーン規則第34条、第35条
電気設備	電気事業法第42条
若沖雨水排水ポンプ場	
第二種圧力容器	ボイラー規則第88条
電気設備	電気事業法第42条

(2) 法定点検及び法定検査

小野田水処理センター	
消防設備	消防法第17条の3の3
危険物(危険物一般取扱所 A重油 4569.6L)	消防法第14条の3の2
山陽水処理センター	
消防設備	消防法第17条の3の3
高千帆汚水中継ポンプ場	
消防設備	消防法第17条の3の3
竜王汚水中継ポンプ場	
消防設備	消防法第17条の3の3
厚狭汚水中継ポンプ場	
消防設備	消防法第17条の3の3
若冲雨水排水ポンプ場	
消防設備	消防法第17条の3の3
危険物(地下タンク貯蔵所 A重油 4000L)	消防法第14条の3の2

(3) 法令等での点検義務はないが設備の技術基準の維持が必要なもの

小野田水処理センター	
少量危険物及び指定可燃物	火災予防条例第31条、第33条
火を使用する設備等	火災予防条例第3条～第17条の2
窒素・りん自動計測器	マニュアル
山陽水処理センター	
少量危険物及び指定可燃物	火災予防条例第31条、第33条
火を使用する設備等	火災予防条例第3条～第17条の2
窒素・りん自動計測器	マニュアル
高千帆汚水中継ポンプ場	
少量危険物及び指定可燃物	火災予防条例第31条、第33条
火を使用する設備等	火災予防条例第3条～第17条の2
竜王汚水中継ポンプ場	
少量危険物及び指定可燃物	火災予防条例第31条、第33条
火を使用する設備等	火災予防条例第3条～第17条の2
厚狭汚水中継ポンプ場	
少量危険物及び指定可燃物	火災予防条例第31条、第33条
火を使用する設備等	火災予防条例第3条～第17条の2

若沖雨水排水ポンプ場	
少量危険物及び指定可燃物	火災予防条例第31条、第33条
火を使用する設備等	火災予防条例第3条～第17条の2

上記一覧表内の法令等の略名称について

ボイラー規則・・・ボイラー及び圧力容器安全規則
 クレーン規則・・・クレーン等安全規則
 労安規則・・・・労働安全衛生規則
 有機則・・・・・・有機溶剤中毒予防規則
 特化則・・・・・・特定化学物質障害予防規則
 フロン抑制法・・・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
 給水条例・・・・・・山陽小野田市水道事業給水条例
 火災予防条例・・・宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例
 マニュアル・・・・窒素・りん自動計測器による水質汚濁負荷量測定方法マニュアル

※電気設備：電気設備点検については、当該施設の電気主任技術者に指示に従い実施すること。

実施内容については別表1の1参照のこと

※消防設備：実施内容については別表1の2参照のこと

※化学設備等：再委託等により維持管理施設内では使用しない場合は、発注者の承諾を得て

点検対象外とする。